広報誌 和

第83号

2020 . 3

公益社団法人 神奈川県柔道整復師会

目　　次

巻　頭　言　・・・・・・・・・・・・・・・・・　会　長　齋　藤　武　久　・・
就任のごあいさつ　・・・・・・・・・・・　経理部長　田　代　優　樹　・・
連載企画
　顧問弁護士相談室　・・・・・・・・・　顧問弁護士　加　藤　興　平　・・
顧問紹介
　相続に関する最新情報　・・・・　顧問公認会計士　中　田　ちず子　・・
協同組合の役割　・・・・・・・・・　協同組合理事長　内　藤　晴　義　・・
弔　　　辞　・・・・・・・・・・・・・・・・・　会　長　齋　藤　武　久　・・
県だより
　第３８回神奈川県柔道整復師会柔道大会開催報告　・・　広　報　部　・・
　第３５回日整関東ブロック会ゴルフ大会　・・・・・・　広　報　部　・・
　第４１回神奈川県柔道整復学術大会　・・・・・・・・　学　術　部　・・
　令和元年テーピング講習会開催報告　・・・・・・・・　広　報　部　・・
　令和２年神奈川県柔道整復師会新年賀詞交歓会　・・・　広　報　部　・・
　神奈川県柔道整復師会ゴルフ部会　・・　KGC会長　上　倉　隆　男　・・
　支部長会活動報告　・・・・・・・・・・　総務担当　宮　本　嘉　保　・・
会員投稿
　斎藤峰暁先生を偲んで　・・・・・・・　川崎支部　山　岸　耕　二　・・
　故石井重一先生を偲んで　・・・・・・　平塚支部長　宮　本　嘉　保　・・
　アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島における YAWARA ポール歩行 Workshop 報告
　　湘南支部　渡邊英一・池田　滋・高橋廣成　・・
　開業そして相模支部への入会　・・・　相模支部　大　場　憲　治　・・
支部だより
　川崎市中原区防災訓練と台風災害　・・・・・
　　川崎支部　小　野　勝　也　・・
　横浜北支部意見交換会　・・・・・・・　横浜北支部　隆　淳　一　・・
　横浜中支部忘年会　・・・・・・・・・　横浜中支部　石　井　健　之　・・
　災害訓練で感じたこと　・・・・・・・　横須賀支部　増　川　俊太郎　・・
　平塚支部活動報告　・・・・・・・・・　平塚支部長　宮　本　嘉　保　・・
　秦野市総合防災訓練　・・・・・・・・　平塚支部　大久保　吉　純　・・
　相模支部賀詞交歓会　・・・・・・・・　相模支部　森　務　・・
　小田原支部活動報告　・・・・・・・・　小田原支部　山　本　裕　太　・・
写　真　館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
世相川柳　・・・・・・・・・・・・　平塚支部　石　川　照　夫　・・
編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　広　報　部　・・

挨　　拶

会　長　齋藤武久

最初に、昨年は、気候変動によると思われる度重なる台風の上陸により、本会会員も被災しましたところ、皆様から多くのお見舞い、ご支援を賜り、この場をお借りいたしまして、本会を代表して、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、本会も公益社団法人としての歩みを着実に進めているわけでおりますが、本年はこれまで以上に大きな課題を実行に移していくことになります。

具体的には、まず、全国都道府県公益社団法人柔道整復師会一斉スタートが絶対必要な要件である、柔整療養費支給申請書いわゆるレセプトの電子請求化に向けて、昨年は、本日、ご臨席をいただいております日本柔道整復師会工藤会長のリーダーシップのもと、活動を行ってまいりましたが、本年は関係各位のさらなるご理解、ご協力を賜り、一層強固に本事業に関わる活動を推進してまいります。この電子請求化は、我々業界にとって確固たる未来を語るための、礎となるものであると確信しております。

つぎに、神奈川県が推進している未病事業に本会として、さらなる協力体制を構築してまいります。昨年も県内外を問わず、我々柔道整復師が持ちうる専門知識、専門技術を最大限発揮した未病事業としての講演を行い、その講演に対して県民、地域住民の多くの方々から高い評価を得ております。

中でも、本会公益事業推進委員会委員でもある渡邊英一会員は、未来の柔整師の存立につながる活動の一環として、アメリカ合衆国ハワイ州へ、自ら、労苦をいとわず渡航し、本会の未病講演事業の一つであるYAWRAポール歩行の講演を行い、現地の方々から最大限の賛辞をいただいたことを、ここに御披露申し上げます。

次に、接骨ボランティアの一環として、柔道大会は勿論のこと、横浜マラソン、川崎国際多摩川マラソン、北丹沢１２時間山岳耐久レースを初め多くのスポーツ大会に、医療救護班等として参画しております。これらの実績を踏まえて、さらなる接骨ボランティア事業のステップアップのための調査、研究を推進していきたいと考えております。また、開催まであと六カ月を切りました東京オリンピック、パラリンピックにも、本会として出来得る限りの協力をしてまいりたいと思います。

次に、その他の公益事業も事業計画にのっとり、県民、地域住民の真摯な求めに応えられるよう事業を推進してまいります。

ところで、冒頭に申し上げましたように、台風１５号による被害を目のあたりにし、そして、時を移さず県下でも台風１９号による甚大な被害を経験したわけです。天災は忘れたころにやってくる、という言葉が有ります。ところが、今回は天災を検証す

る時間の猶予もなく、さらにいっそう深刻な被害が県下で発生しました。

天災は忘れたころにやってくる、これは、夏目漱石の愛弟子であり、また物理学者、随筆家であった「寺田寅彦」の言葉であるといわれています。昔、学生時代に読んだ寺田寅彦の随筆の中に、こんな言葉が有ったことを記憶しております。

「健康な人は病気になる心配があるが、病人には恢復するという楽しみがある」

これを、我々、柔整師の視点から考えると「健康な人は病気になる心配があるが、」とは、まさに未病事業の本質をとらえた言葉であり、「病人には恢復するという楽しみがある」とは、ケガというアクシデントで痛みや障害により、一時的に社会的弱者となった患者さんは、音もたてずに忍び寄る漠然とした不安の中で、唯一の希望は平穏な日常生活への復帰であり、それこそが唯一の楽しみであると言え、その恢復する楽しみを苦しみに変えないために、頑張るべきは患者さんではなく、頑張るべきは、施術を行う我々柔整師に与えられた使命であると理解しております。

この使命を具現化するには、施術に関する最高レベルの知識の追求と、最高レベルの技術の追求、言い換えれば、まさに「匠の技」の追求であり、そして国家資格有資格者である柔整師としての生き方に責任をもつこと、言い換えれば、柔整師としての正義に基づく意思決定のための、理念の追求であると思います。

その使命を実行に移すため、本会として関係団体、関係医療機関と連携しての学術的研鑽、研究のための講習会開催は勿論、社会における一構成員でもある柔整師としての責務をあらためて認識するため、有識者を招聘しての講習会を開催し、医療、介護の分野を問わず柔整師として、一社会人として、広く社会に貢献する事業を推進していく所存です。

また、これらの事業展開は、柔整師として地域包括ケアシステムにおける活動の基礎となすべきことであり、本年は、より積極的に地域包括ケアシステムへの参画、参入を目指す考えであります。

以上、様々な事業を行うためにも、本日、ご臨席いただいております皆様の、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

最後に、皆様のご多幸とご健勝を祈念し、挨拶と致します。

ありがとうございました。

就任のごあいさつ

業務執行理事
経理部長　田　代　優　樹

この度、業務執行理事に信任され、経理部長を担当することとなりました田代優樹で御座います。先の臨時総会に於きましては、会員の皆様には多くの御信任を賜り、誠にありがとうございました。

本会の現状を申しますと、本会収入は減収の一途を辿り、平成29年度以降、会費収入等は1億円を下回る状況となっております。来年度の収入見込みとしても9,000万円を大きく割り込む予想で、いまだに下げ止まる様子をみせておりません。

その中ででも本会の運営が滞ることなく健全に行えておりますのも、前任の村山正前経理部長が身命を賭して推進していただいた経費の削減等の多くの方策が功を奏している次第であります。その功績を見習わせていただき、本会の運営を下から支え、会員皆様の有益となるよう努力して参りますので、会員皆様のお力添え賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本年はオリンピックイヤーとして国内も大いに活性致します。神奈川県下でも多くの競技が開催される予定となっております。その大きなエネルギーは本会のみならず柔道整復師業界にも大きなチャンスを生んでくれる年になることと期待しております。そのチャンスは、理事会一同はもちろんではありますが本会会員全員で「ONE TEAM」としてスクラムを組んでいければ、必ず大きく羽ばたいていけるきっかけになると信じております。本会も適宜、対応してまいりたいと思います。

最後になりますが、まだまだ若輩で至らぬ点も多々あると存じますが、その若さをフットワークの良さや柔軟さに変えて、レスポンスの良い対応を心がけてまいりますので、ご指導、ご鞭撻賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

顧問弁護士相談室

銀河総合法律事務所
弁護士　加　藤　興　平

１．　今回は、ある損害賠償事件の事例（説明をわかりやすくするために、事案を修正・要約しています）について、ご紹介させて頂きます。

２．　事案の内容

（１）　高齢者Ａは、妻Ｂと長男Ｃと３人で、自宅で暮らしていました。高齢者Ａは、少し、認知症の症状がありますが、会話も自立歩行もでき、元気に暮らしていました。平成２９年に自宅のお風呂を改装しようとして、業者Ｄと契約しました。

（２）　業者Ｄは、お風呂の改装工事の際に、トイレとお風呂の間の壁を撤去しました。トイレの床面より、お風呂の床面の方が数十㎝ほど低く、壁が無いとトイレの床面から人が落ちるおそれがあり、危険な状態でした。

　業者Ｄは、この危険を防止するような対策を、十分にとりませんでした。

（３）　高齢者Ａは、平成２９年７月の工事業者が帰宅した夜、トイレを使用した際に、トイレの壁が無いことからお風呂の床面に落ちてしまい、多発肋骨骨折、肋間動脈損傷、胸膜外血腫の傷害を受け、緊急入院して手術を受けました。寝たきりの状態となり、会話もできなくなりました。

（４）　平成２９年１０月、高齢者Ａは亡くなりました。死亡診断書には、死因は肺炎と記載されていました。

３．　紛争の解決

（１）　長男Ｃは、平成２９年８月、父Ａが重大な傷害を受けたことについて、弁護士Ｅに法律相談しました。

　弁護士Ｅは、高齢者Ａが誤ってお風呂の床面に落ちたのだから、悪いのは高齢者Ａです。業者Ｄに損害賠償責任は認められないでしょうと回答しました。

（２）　長男Ｃは、納得がいかず、弁護士Ｆに法律相談しました。弁護士Ｆは、以下の通り、アドバイスしました。

①　弁護士Ｅは、本当にそんなことを言ったのか。

②　業者Ｄに安全配慮義務違反が認められる可能性が高い（損害賠償を請求できる可能性が高い）。

③　高齢者Ａに過失はあると思うが、どの程度の過失相殺となるかはよく検討してみる必要がある。

④　業者Ｄが高齢者Ａの治療費等を支払っているのであるから、まずは治療に専念すべきである。

⑤　弁護士Ｆは、当面は表に出ず、裏方として長男Ｃのサポートする。長男Ｃが業者Ｄとの交渉窓口となるのがよい。その理由は、弁護士Ｆが表に出ると、業者Ｄも弁護士を窓口とし、治療費等の支払いを早期に打ち切るおそれがあり、

これを避けるためである。

（３）　長男Ｃは、弁護士Ｆのサポートのもと、業者Ｄと損害賠償の交渉を継続していくことにしました。

その後、業者Ｄは、弁護士Ｇを代理人とし、弁護士Ｇは、素因減額、過失相殺などの理由に、損害額の５０％を支払うとの提案を行いました。

素因減額とは、高齢者Ａにもともと右下肺に気種性変化が認められたことから、肺炎で死亡した原因の一つが高齢者Ａにもあるので、賠償額を減額する。過失相殺とは、お風呂の床面に落ちた高齢者Ａにも過失があるので、賠償額を減額する。これらを理由に、損害額の５０％は高齢者Ａが負担すべきであり、業者Ｄが補償すべき損害額は残りの５０％であると主張しました。

（４）　弁護士Ｆは、長男Ｃに全ての医療記録を取り寄せるように弁護士Ｇに申し入れること、弁護士Ｇの素因減額の主張を確認するにはカルテが必要であると述べればよいと、アドバイスしました。

カルテなどの医療記録の量は、段ボール二箱分になりました。弁護士Ｆは、カルテの全てに目を通しました。昔と違い、電子カルテなので字はワープロ打ちされていて読みやすく、理解しやすいものでした。

その結果、平成２９年７月の事故直後に１０日間肺炎の治療を受けていること、同年８月には肺炎のリスク、意識障害の遷延が指摘され、高齢者Ａは廃用という状態だったこと、同年９月には原質性肺炎の疑いが認められ、治療を受けていることが、カルテなどから明らかになりました。カルテには、高齢者Ａの既往症が原因で死亡したとの記載はありませんでした。

弁護士Ｆは、長男Ｃと一緒に、高齢者Ａが入院していた救急病院に行き、ドクターと面会し、ドクターに高齢者Ａの状況を確認しました。

その結果、本件事故により多発肋骨骨折、肋間動脈損傷、胸膜外血腫の傷害を受けた結果、高齢者Ａは廃用症候群となり、痰の喀出不良による痰詰まりや痰の貯蓄により肺炎となり、死亡したことが明らかとなったのです。

長男Ｃと弁護士Ｆは、高齢者Ａの敵を討つための武器をついに入手しました。

（５）　弁護士Ｆは、長男Ｃの代理人となり、表に出て、弁護士Ｇと交渉を開始しました。その内容は、以下の通りです。

①　損害として、未払いとなっている治療費、交通費、１日１５００円の入院雑費、入院慰謝料、死亡慰謝料、葬儀費用、逸失利益などを請求しました。

②　そして、（４）の理由から、高齢者Ａは事故で受けた怪我の結果、寝たきりとなり、端詰まりなどにより肺炎となったものであり、事故からわずか３か月で死亡したことに鑑みても、素因減額は認められないことを主張しました。

③　過失相殺については、業者Ｄが、工事終了後に一時的ではあれ、壁に固定した板を設置すれば、お風呂の床面への転落は簡単に防げたものであり、高齢者Ａに過失は認められないことを主張しました。

④　あわせて、紛争を早期に解決するために、総損害額の１割を減額する形での和解を提案しました。

（６）　交渉の結果、素因減額･過失相殺を含め、総損害額から約３０％を減額した

金額の支払いを受けることで和解が成立し、本件紛争は解決に至りました。長男Ｃが父Ａの補償として受け取った和解金額は、業者Ｄの弁護士Ｇの提案額の約２倍となりました。

４．　三人の弁護士

長男Ｃは、父Ａを亡くし悲しみに震えました。最初に法律相談した弁護士Ｅの意見を聞き、絶望しました。業者Ｄの弁護士Ｇの主張を聞き、怒りに震えました。

しかし、長男Ｃは頑張り続けました。その結果、弁護士Ｆとともに戦い、父Ａの無念を少しだけ晴らしました。長男Ｃの父Ａを思う気持ちがかない、ようやく、長男Ｃに平穏な生活が戻ったのです。

以　上

相続に関する最新情報

公認会計士　中　田　ちず子

当会の会計の顧問をさせていただいている公認会計士・税理士の中田と申します。

この度、広報誌に記事を掲載していただく機会に恵まれましたので、会員の皆様にお役に立つ情報として相続に関する最新事情をお伝えしたいと存じます。

ご自身が亡くなられた後は、残された家族はみんな仲良く幸せに暮らしてほしいと思うのが普通の感覚と思います。ところが、相続は「争続」といわれるように、財産の配分に関して親族間で争いが起きることが少なくありません。こうした争いが起きるのは、相続財産が何十億円というような大きな財産の相続より数百万数千万円の小規模な財産の相続のほうが多いのです。財産配分の不満がきっかけとなり、それに日頃の家族間の様々な不満が輪をかけ、感情的対立となります。相続で争うと親族は断絶してしまい、その後、長い間交流もしなくなります。

私は、顧問先の経営者が亡くなられた後、何度もそうした争いに巻き込まれた経験から、経営者は、いつ何時、ご自身が亡くなっても、残された家族全員がある程度納得できる配分を生前から考えて対策を講じておかなければならないと考えております。

相続対策の代表的なものに遺言があります。この度、相続手続きなどを定めている民法の大幅な改正が行われた結果、必ずしも遺言どおりにならないということが今後出てくる可能性があります。民法改正により、遺言書の内容を知らない第三者の取引の安全を確保することが重視されたため、相続後の不動産登記が遺言書の内容よりも優先することが起こる場合があり、今後は遺言をしておけば万全だとはいえなくなります。

基本の財産配分は民法で定められている

民法では、ある人が死亡した場合、その財産を相続できる人（法定相続人）と相続人それぞれの基本的な配分比率（法廷相続分）を定めています。

下記のような事例で考えましょう。例えば、父、母、子2人の4人家族で、父（被相続人）が死亡した場合には、その財産を相続するのは母と子2人の計3人（法廷相続人）で、母が2分の1、子2人それぞれ4分の1ずつ相続することになります。財産1億2,000万円とすると、母6,000万円、子2人はそれぞれ3,000万円です。これを法定相続分といいます。

父の相続財産	
自宅	5,000 万円（遺言により母）
土地建物（整体院）	5,000 万円（遺言により兄）
預金	2,000 万円(遺言により兄に 1500 万円､弟に 500 万円)
計	12,000 万円

（単位：万円）

相続人	法定相続分	遺留分	遺言による相続分
母	6,000	3,000	5,000
兄	3,000	1,500	6,000
弟	3,000	1,500	1,000
計	12,000		12,000

遺言では法定相続分と異なる配分を指定できる

民法で決められている以外の分け方を父は遺言することができます。例えば、母には今まで住んでいた自宅5,000万円、跡継ぎの兄には経営する整体院の土地建物5,000万円と運転資金として1,000万円計6,000万円、弟には預金1,000万円と遺言したとします。

相続人が最低限もらえる額は民法で決まっている

もっと極端に弟には何も相続させないとか、全財産を公益法人に寄付してしまい家族には何も残さないという遺言もできます。その遺言通りになるとあまりにも相続人の利益を害することから、民法では法定相続分の半分の金額は、最低限、相続人がもらえることになっています。これを遺留分といいます。つまりどんな遺言をしてもいいけれど、相続する人は遺留分だけはもらう権利があるということです。

弟の遺留分は1,500万円で遺言の金額の1,000万円より500万円多いです。弟は、この金額の支払いを、多くもらいすぎている母や兄に請求することができます。これを遺留分侵害額請求といいます。

兄は預金を相続しているため弟から請求されてお金を支払うことができますが、母は自宅のみ相続しており相続したお金はありません。民法改正前は自宅を弟と共有にするしかありませんでしたが、改正後はお金で支払うこととなりました。母や兄が自分のお金から500万円を弟に支払えばよいのです。

弟の請求は、侵害されたことを知った日から1年以内に行われなければなりません。この請求権は、令和2年4月1日以後は5年間何もしないと時効により消滅してしまいます。弟が侵害されたことを全く知らなかったとしても相続開始から10年で請求権は消滅します。

遺言は遺留分に注意して作成することが必要

このように遺留分が侵害されると相続人間で請求が行われ、相続人間の協議で解決しない場合には裁判になる可能性があります。遺言作成時には遺留分を侵害しないよう注意して作成する必要があります。

しかし、財産を平等に分けたくても、土地や株式がほとんどで預金が少なく、分けられない場合があります。そうした場合には、相続財産外の財産となる保険金をかけることや、信託銀行の信託商品を購入することなどで遺留分の支払資金を確保することも必要であると考えます。

遺言と第三者

お亡くなりになる方（被相続人）は、長男に後継者として事業を継いでほしいとか、長女に残された妻の面倒を見てほしいとか、障害のある子供に財産を残したいとか、相続の財産配分について様々な希望があり、それは法定相続分による配分とは異なる配分の遺言をすることで叶えられてきました。法律上も、遺留分を侵害しない範囲では、被相続人の希望を最大限叶えるように運用されてきました。

ところが、昨年7月の民法改正で、相続に親族でない第三者が関わると遺言通りにならないケースが出てくることになりました。第三者とは相続人にお金を貸している人や会社、相続財産の持分を買い取った人や会社などです。

相続財産を売ってしまった場合

相続人の1人である弟はギャンブル好きでお金をギャンブルにつぎ込み、A金融に借金1,000万円があります。父が亡くなった後、数日後にA金融から連絡があり、遺産が入るはずだから借金を返済するよう迫られます。遺言はあるはずだが、まだ内容はわからないし現金はないというと、とりあえず相続登記をしろといわれました。そこで、A金融が紹介した司法書士に頼んで自宅（5,000万円）と整体院の土地建物（5,000万円）に法定相続分による登記（母2分の1、兄と弟それぞれ4分の1）を行いました。

その後、A金融から借金返済のため自宅（5,000万円）と整体院の土地建物（5,000万円）のうち弟の持分4分の1をB不動産に売却するよう持ち掛けられます。総額1億円の4分の1だから2,500万円のはずですが、B不動産の提示価格は1,500万円です。共有持分の価値は低い、いやならやめてもいいといわれ、返済に困った弟は持分を売却してしまいます。弟は借金1,000万円全額をA金融に返済し、B不動産は、自宅と整体院の土地建物の持分4分の1を登記しました。

父の遺言執行人であるX弁護士が49日の法要の場で遺言の内容を明らかにしますが、その時にはすでに自宅と整体院の土地建物には持分の移転登記がされていました。

X弁護士は遺言執行の妨害となるため移転登記は無効とB不動産に連絡しました。B不動産は、遺言があることやその内容については一切知らないし関係ない、民法が改正されて遺言はうちのような善意の第三者には対抗できないことになりましたよねと開き直りました。

その後、B不動産から自宅と整体院の土地建物の残りの持分4分の3を6,000万円で買い取る提案がなされました。両方で1億円の4分の3ですから本来7,500万円の価値のあるものを安く買い取ろうというのです。

母は自宅を、兄は整体院の土地建物を売却することなど考えられません。するとB不動産は弟から買った持分を2,500万円で買い取ってくれといってきました。兄は相続したお金の他自己資金を足してこれを買い取りました。A金融は弟に貸したお金を全額回収し、B不動産は1,500万円で購入したものを2,500万円で売却したので1,000万円の利益をあげました。

相続財産を差押えられる場合

弟が借金をしているA金融は、父が亡くなったことを聞きつけ、早速、差押えの申

立をし、弟が4分の1を相続したという登記を行いました。

裁判所から弟の持分について競売にかけるという通知が送られてきました。すると、B不動産から、2,500万円で買ってくれるなら持分を競落するという申し出がありました。母と兄は、自宅や整体院が他人と共有になるのは考えられないので、B不動産に競落を依頼し、相続財産の預金1,000万円のほか兄が1,500万円借り入れて2,500万円支払いました。B不動産は1,500万円で競落し、その金を弟に渡したので、1,000万円利益を得ました。弟はA金融に土地建物の4分の1の持分と引き換えに借金1,000万円を返済し、残り500万円を手にしましたが、兄は相続したお金が無くなっただけでなく借入金が1,500万円となりました。

民法改正後は早い者勝ち？

改正前の民法では、上記のA金融やB不動産のようなことをしても遺言と異なり無効とされていました。しかし、改正後の民法では、法定相続分を超える分については登記しないと第三者に権利を主張できないことになりました。遺言によって母や兄に法定相続分を超えて財産を承継させるためにはいち早く登記しないと上記の事例のA金融やB不動産のような善意の第三者に対してはその内容を認めさせることはできないということです。善意というのは知らないという意味です。A金融、B不動産は遺言があること、遺言の内容について知っているわけではないので善意の第三者ということになります。

上記の事例は「40年ぶりの相続法の大改正」村上総合法律事務所発行を参考にさせていただきましたが、執筆者の1人である伊東大祐先生が令和元年10月26日の日本経済新聞の紙上において、「このような問題の解決策は1つだ。遺言で指定された相続人は他の相続人よりも先に登記すること」と書かれています。昨年7月の改正後、すでに相続は早い者勝ちに変わっているのです。

相続対策は親族間の争いが起こらないよう皆が納得する財産分配をし、税金を納めるための資金確保もしなければなりません。相続争いが起こらないための対策は弁護士の先生に相談すべきです。税金のご相談がございましたらご遠慮なく当事務所宛ご連絡ください。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

協同組合の役割

神奈川県柔道整復師協同組合

理事長　内　藤　晴　義

2019年5月1日、改元により元号が平成より令和となりました。万葉集の梅花の中にある「初春の令月にして、気淑く風和らぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす」よりここちよい穏やかな春を描写する二文字が使用されたとのことですが、令和に込められた願いとは裏腹に、大型台風、大雨が幾度も河川の決壊を生じさせ、床上浸水や長期の停電など、各地に甚大な被害をもたらしました。被災を受けた多くの方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

近年、温暖化の影響もあり異常気象が多くなりました。これら自然災害に対し、柔道整復師がどのような救助を行えるかについても（公社）神奈川県柔道整復師会と共に当組合の教育情報事業の一環として行おうと考えますが、業界の現状を見るにつけ、過当競争の結果、元来の柔道の精神である「精力善用」「自他共栄」という支え合う組織力が低下し、それら崇高な精神が阻害される要因がでてきているように感じます。

確かに、近年の接骨院の収入は年々減少傾向にあり、経営が安定しないといった問題があり、若い柔道整復師のニーズは専ら明日の経営に結び付く事柄が中心となってきています。動もすると柔道整復師が国民から正しい認知が得られるような本来の手技や包帯法、基本的な問診、視診、触診といったスキルより、簡単なマッサージの手技やテーピングの仕方、あるいは接客や施術所のレイアウトなどが重視されてきている状況です。しかし、柔道整復師として骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷の整復、固定、後療などの施術はもちろん、医療に関連性の高い職種であるのならば人命救助の知識として、心肺蘇生法をメインとした心得は取得すべきであると考えます。

特に最近では、「三師会」と呼ばれる医師会、歯科医師会、薬剤師会による医療連携が介護や災害に対応すべく連携を強めてきていますが、当会の若い方々のニーズの変化からも、これらの中に入り込もうとする意欲が低下しているように感じております。

確かにここ２０年を振り返ると、挨拶をいただいたり文章を書いたりする際に必ずと言ってよいほど使われるフレーズに「我々を取り巻く環境が著しく悪化している。」というものが入っており、環境の悪化が進行していることは否めない状況であります。再来年には（公社）神奈川県柔道整復師会の創立100周年を迎える組織の中にあっても柔道整復師の業態は十年を一区切りとして大きく変遷してきました。特に養成校乱立が始まったことに伴い、柔道整復師国家資格保持者が急増してきたここ十余年の変化は著しいものがあります。この危機的状況をどう乗り超え、次世代の接骨院にどう引き継いでもらうかが早急の課題と考えます。

とはいえ、過度な利益優先主義は過当競争を生じ、結果として柔道整復師の平均時給を下げていることに気付くべきです。

最近、働き方改革が叫ばれるようになってからも、依然として接骨院におけるサー

ビス残業、低賃金、有給休暇や休日の取得が困難であったり、一人親方のような労働契約を交わされたり、あるいは契約書すらなく単なるマッサージ要員とさせられるところすらあるようです。

本来、経営の安定化は基礎技術の反復訓練や学習を基盤に行うものであり、集客の方法などはその後に続くべきものと考えます。

如何に業態が変わっても、これらの基礎的な技術、接客、コミュニケーション能力の向上により得られる信頼性の一貫した関連が変わるわけではありません。当組合ではそれらを担保するための学習環境の提供はもとより、スケールメリットを生かすために当組合員の日整協同組合加入費用助成、生命保険や損害保険、インフルエンザ予防接種の助成、宿泊旅行助成、その他の助成や、衛生材料、医療機器、サプリメントなどの賛助会員との提携による組合員価格での仕入れによる利益に至るまで、柔道整復師としての人生をさまざまな角度から支援する活動を行うことを（公社）神奈川県柔道整復師会との情報共有、連携により活性化することこそがこの業界に対する当組合の役割と考える次第です。

また今後、近未来の柔道整復師にとって忘れてはならない必須のアイテムがICT、IoT、AI技術ですが、業務と直結していないからと無視するわけにもいきません。これら最新技術の活用方法は無限であり、さまざまな情報の収集はインターネットを経由すれば瞬時に行うことができ、小型翻訳機を購入して使えば、移民政策推進に伴い外国語に対応することもできます。また電子マネー、CRコードなどの電子決済によりキャッシュレスへの対応も考慮する必要がでてきています。ただし、それらのアイテムを使いこなすには実習が必要であり、これを当協同組合の教育情報事業として取り組みたいと考えます。

最後にこれらのメリットを享受していただくためにも当組合へ未加入の方にはご加入のご検討をお願い申し上げます。

弔　　辞

会　長　齋　藤　武　久

本日　ここに　社団法人神奈川県柔道整復師会　元副会長　石井重一先生の御葬儀が厳かに執り行われるにあたり　公益社団法人神奈川県柔道整復師会を代表して謹んでご霊前に追悼のことばを捧げ　深く哀悼の意を表します

先生が　かねてから療養中と　もれ伺い　ひたすら奇跡を念じておりましたが

その願いもむなしく去る令和二年二月十二日ついに不帰の客となられました

まさに暗夜に灯火を失った思いで　追慕　寂寥の情　耐え難いものがあります

顧みますと　先生は昭和四十九年ここ秦野の地に石井接骨院を開設され　柔道整復師として四十六年間に亘り　そのお人柄そのままに　常に優しいお心で多くの患者さんに接し　地域医療に貢献して来られました

また　柔道整復師会にあっては　誰からも信頼され　真実一路の信念に燃える情熱で　リーダーシップを発揮され　県社団法人の副会長として　さらに日本柔道整復師会代議員　関東ブロック理事　労災審査委員　審議委員　その他　多くの重職を歴任され　永年に亘り　会の発展　会員の合邦に　ご尽力されてきました

また　平成十三年には　名誉ある神奈川県公衆衛生表彰さらに平成十五年社団設立式典表彰を受賞され　その他　幾多の表彰を受賞されております

昭和五十六年より社団法人総務部員として　先生は卓越した識見と情熱をもって

さらに　平素から穏やかで飾ることのない　謙虚なお心を持たれ　会員から敬慕され　平成五年からは社団法人理事として　そして平成十三年から社団法人副会長として　会の運営進行ならびに地域社会に広く貢献されました

その心の通った適切な御配慮と滔々とした御指導に会員一同感謝いたしております

先生は性格が豪放で決断力に富む方で　一方では非常に細かい点にもよく気を配られる優しさを兼ね備えて居られました　また　先輩　同僚　後輩のいずれに対しても常に誠意を以て対応され　先生を知る者は全て先生に対して厚い信頼感を抱いておりました

今　この偉大な師表を失いましたことは　公益社団法人神奈川県柔道整復師会のみならず柔道整復師業界のためにも　まことに惜みても余りある悲しい出来事であります

しかしながら　先生の偉大な御業績と後進に遺されました御薫陶は永遠に不滅であり　私ども公益社団法人神奈川県柔道整復師会はもとより広く柔道整復師業界の発展にとって無限の力となることは疑う余地のないところであります
石井先生は　人情味厚く　誰に対しても誠心誠意　公平無私であり　誰もがその風格を親しみその徳を慕っておりました　もはや　石井先生の勇姿をみることは出来ず　その円満なるお人柄や　お酒が入ると益々雄弁に柔道整復術の大切さを述べられた情熱にも触れることが出来ず　我々は誠に寂寞を感じ　哀惜にたえません
石井先生の教えは尊い教訓として　私どもの脳裏に深く刻まれていくことをお誓い申し上げます
　このたび先生は、卒然として幽明境を異にする世界に旅立たれました　御遺族御親族の方々の胸中は　まさに悲嘆と断腸の極みかと存じます
それを思い　不肖わたくしも胸を引き裂かれるばかりです
それではお別れでございます　私たちはここに　石井先生の教えと　柔道整復術をさらに発展させることを再びお誓いいたします
そして　この上はご家族の皆様に　ご加護を賜わりお守りくださることを　最後のお願いとして申し上げます
終わりにあたり　心より哀悼の意を表しますと共に　ここに石井先生を偲びつつ心から尊敬と感謝を捧げ　謹んでご冥福をお祈り申し上げます
石井重一先生　安らかにお眠りください

令和二年二月二十一日

公益社団法人神奈川県柔道整復師会
会　長　　齋　藤　武　久

第 38 回神奈川県柔道整復師会柔道大会開催報告

広　報　部

令和元年６月30日（日）神奈川県立武道館において、表記大会が開催され無事成功裡に終了いたしました。

《少年の部》

個人戦、第２８回日整全国少年柔道大会神奈川県選抜チーム予選、第９回神奈川県日整少年柔道形競技会神奈川予選に合わせて３４１名が出場いたしました。ここに、次のとおり試合結果をご報告いたします。

【第２８回日整全国少年柔道大会神奈川県選抜チーム】

４年生	優　勝	原田	竜惺（平柔）
	準優勝	齊藤	巧将（朝飛）
５年生	優　勝	坂本	茉瑠久（朝飛）
	準優勝	北尾	季樹（朝飛）
６年生	優　勝	山口	賢哉（平柔）

【第９回全国少年柔道形競技会神奈川県出場選手形競技会】

宮本道場	取	米谷	隆汰（５年生）
	受	仲山	和輝（４年生）

《会員の部》

団体戦５チーム、個人戦に５０歳代１名、４０歳代１名、３０歳代１名、２０歳代１名が出場いたしました。次のとおり試合結果をご報告いたします。

【会員団体戦】

１回戦	川崎支部Ａ	２－０	横浜西支部
	川崎支部Ｂ	１－１	平塚支部（川崎支部Ｂの内容勝ち）
準決勝	横浜中支部	３－０	川崎支部Ｂ
決　勝	川崎支部Ａ	２－０	横浜中支部

優　　勝　　川崎支部Ａ
準優勝　　横浜中支部
３　　位　　川崎支部Ｂ・横浜西支部

【会員個人戦】

５０歳代	優勝	冨吉　　司	五段	（相　模）
４０歳代	優勝	根岸　清道	六段	（横須賀）
３０歳代	優勝	斎藤　峰暁	五段	（川　崎）
２０歳代	優勝	横尾　大悟	四段	（川　崎）

【技能優秀選手】（団体戦出場選手から選出）

斎藤　峰暁	五段	（川崎Ａ）
横尾　大悟	四段	（川崎Ａ）
森　不二夫	五段	（横浜中）
久保　雄史	弐段	（横浜中）
清水　泰平	六段	（川崎Ｂ）

会員各位のご協力、応援に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

第35回日整関東ブロック会ゴルフ大会

広報部

令和元年7月21日（日）に第35回日整関東ブロック会ゴルフ大会が本県主管により群馬県高崎市のサンコー72カントリークラブにて開催されました。

当日は台風5号の接近に伴う気象状況の中、開催自体が危惧されましたが台風も徐々にそれていき、遠雷の響く中で108名の参加で盛大に開催する事が出来ました。

前日の前夜祭では本県の齋藤武久会長の挨拶に始まり、関東ブロック会の渡邊寛会長、日整の工藤鉄男会長，日整の三橋裕之総務部長のご挨拶の後、関東ブロック会桜井弘顧問による乾杯の御発声で宴会が始まり和やかな中、各県の紹介や意気込み等で盛り上がりを見せましたが翌日のラウンドのため、各自早々に部屋へ戻られていました。

当日は、早朝より６コースに分かれての変則的なコンペとなりましたが各自普段の実力を出し切り楽しく交流することができた事と思います。

プレーの後は昨夜のレストランにて表彰式となりましたが一喜一憂の中、参加者各々が何かしらの商品を受け取り和気藹々の中、お開きとなり三々五々家路にと着かれました。

主な成績は次の通りとなります。（敬称略）

個人戦

優　勝	金井栄二（埼玉県）	NET：69.6
準優勝	秋山利明（栃木県）	NET：70.8
第三位	高橋三叔（神奈川県）	NET：71.8
第四位	田中重憲（千葉県）	NET：72.2
第五位	湯本光晴（茨城県）	NET：72.2
第六位	神澤充（群馬県）	NET：72.2
第七位	西村政重（山梨県）	NET：72.4
第八位	五明顕二（埼玉県）	NET：72.4
第九位	工藤鉄男（日整）	NET：72.4
第十位	榊原賢治（栃木県）	NET：72.4

団体戦

優　勝	埼玉県（金井栄二・五明顕二・石原好男・野口勇）	NET：288.6
準優勝	栃木県（秋山利明・榊原賢治・熊倉靖・小森照久）	NET：289.6
第三位	茨城県（湯本光晴・高田博美・箱守志農夫・大藤昇）	NET：291.0
第四位	千葉県（田中重憲・岡本和久・鈴木直樹・高橋政夫）	NET：295.6
第五位	群馬県（神澤充・原澤研祐・櫻井弘・篠原瑞陽）	NET：296.6
第六位	神奈川県（高橋三叔・小舘智治・木村栄吉・苅谷満郎）	NET：297.0
第七位	ゲスト（工藤鉄男・加藤興平・齋藤式男・渡部さとみ）	NET：300.6
第八位	山梨県（西村政重・渡邉周榮・小林徳幸・小林肇）	NET：304.8
第九位	東京都（伊藤述史・吉田省吾・浜口高史・狩野和利）	NET：310.0

第41回神奈川県柔道整復学術大会

学術部

令和元年9月29日（日）本館会館にて標記の大会が開催されました。開会に先立ち齋藤武久会長より小田原支部田代昌孝会員に平成30年度の神奈川県議会議長賞が授与されました。

田澤裕二副会長の開会の辞、齋藤武久会長の挨拶により本大会が始まりました。午前の部は、特別講演として医療法人愛仁会太田総合病院整形外科・手外科センター副部長の根本高幸先生による「手関節尺側部痛の診断と治療」と題した講演が行われ、我々柔道整復師が施術することの多い手関節周辺の疾患についてわかりやすくご説明いただきました。ご講演終了後、齋藤武久会長より謝辞と記念品が贈呈されました。

昼食をはさみ午後の部は会員の学術発表が行われました。まず、学術交換交流発表として公益社団法人東京都柔道整復師会山口雄一郎会員による「臨床応用を目的とした外傷における超音波画像装置の条件設定」の発表、その後本会会員の発表では、横浜中支部松爲信夫会員による「脱臼こそ整復前後の状況をメールで情報提供を」、湘南支部山﨑陽介会員による「肘・前腕・手指痛、原因の多くは手関節障害が関与と考えた」、小田原支部山﨑慎也会員による「ハンマートウ整復により体幹筋力、下肢筋力が回復した症例の経験」、以上3題の発表がありました。

閉会式では原壯嘉実行委員長より、今後の柔整・接骨学の構築に関する意識向上の必要性、会員各位により一層の学術大会への協力を要望する旨を中心に総評が行われ、発表会員の表彰・記念撮影の後、苅谷満郎副会長による閉会の辞で閉会となりました。

令和元年　公益社団法人神奈川県柔道整復師会　テーピング講習会開催報告

広　報　部

令和元年10月6日（日）10時より本会会館にて標記講習会を開催いたしました。

寒露を控え、紅葉の季節が近づいて来た中、本会員及び勤務柔道整復師、呉竹学園・日体大の学生など多方面よりテーピング技術の向上を目指して参加頂きました。

講師には、相模支部「くぼたスポーツ接骨院」院長　久保田武晴先生にご依頼しました。先生はガンバ大阪、東京ベルディ　1969、横浜Fマリノスでアスレチックトレーナーを歴任され、現在はサッカー日本代表のトレーナーを務めていらっしゃいます。

内容は、長距離ランナーに多く見られる下腿傷害のテーピング方法について講演・実技をして頂きました。プロスポーツ業界において規範的なテーピング方法です。

久保田先生には、踵痛、足底筋膜炎、モートン病、前足部痛、アキレス腱炎、腓骨筋腱炎、後脛骨筋腱炎、膝蓋靱帯炎、腸脛靱帯炎に対応するテーピングを紹介して頂きました。

テーピングの基礎から臨床上重要になる細かい技術まで、ご説明・ご指導頂きました。

今回は、先生の説明の後に実技の時間が設けられ、参加者同士で練習を行いました。実技の中で生まれる疑問、施術を受けての感想を基に、活発に質疑応答が行われていました。

本講習会で学んだテーピング技術を施術所や各種競技の救護の場で活用することで技術向上につながると思います。

令和２年　神奈川県柔道整復師会　賀詞交歓会

広　報　部

令和２年１月２４日(土)、神奈川県柔道整復師会主催の新春恒例行事である賀詞交歓会が、新横浜国際ホテルにて開催されました。

今年は、日整１００周年を記念して作成されたVTR「柔道整復術公認100年の歴史」の上映から始まり、柔道整復の歴史と今後について、我々柔道整復師だからこそ出来る事、災害医療や健康増進を担って行く事を再認識させられる素晴らしい内容でした。

また、新役員の発表では新役員が整列して登壇し、本会代表である 齋藤　武久 会長より、新年の挨拶とともに、今後の電子請求化についてのお話や、団体請求と個人請求の今後について、地域包括ケアシステムへの参加などのお話をされました。

本年も多くのご来賓の方々のご臨席を賜りました。

神奈川県議会議長　梅澤 裕之 様のご祝辞をはじめに、
神奈川県健康医療局保健医療部　医療課長 足立原 崇 様
神奈川県健康保険団体連合会　常務理事 中田 泰樹 様
全国健康保険協会 神奈川支部　支部長 吉原 利夫 様
健康保険組合連合会 神奈川連合会　会長 木村 文裕 様
一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 会長 櫻井 康司 様
神奈川県柔道連盟　会長 諸井 三義 様
公益社団法人 日本柔道整復師会　会長 工藤 鉄男 様

政治連盟顧問の先生方からは、

参議院議員 島村 大 様
神奈川県議会議員
　松田 良昭 様、小川 久仁子 様、杉山 信雄 様、加藤 元弥 様、細谷 政幸 様
衆議院議員
　内閣官房長官 菅 義偉 様、河野 太郎 様、甘利 明 様、田中 和徳 様、

小此木 八郎 様、松本 純 様、赤間 二郎 様、三原 じゅん子様
ご祝辞と激励のお言葉を頂き、本会会員一同、身が引き締まる思いでお話に耳を傾けておりました。

※お名前の順番、また頁の関係上全ての写真が載せられないことをご容赦下さい。

今年は来賓の先生方、本会会員を含め 200 名近い盛大な賀詞交歓会となり、美味しい食事を囲みながら会場のあちらこちらで会話の花が咲いておりました。
終始和やかな雰囲気の中で楽しいひと時を過ごしたことをご報告いたします。
今後さらに多くの会員の皆様に出席して頂き、神奈川県柔道整復師会の行事に関心を持って頂ける事を切に願います。

神奈川県柔道整復師会ゴルフ部会（ＫＧＣ）

ＫＧＣ会長　上　倉　隆　男

○令和元年度ＫＧＣ春季大会開催報告

元号が平成から令和となって、去る５月12日（日）にＫＧＣ春季大会を厚木国際カントリー倶楽部で開催いたしました。当日は本県協同組合顧問弁護士の西尾有司弁護士が代表を務めておられます弁護士法人心より若手敏腕の深澤亮弁護士がゲストとして参加され、総勢17名で西ＩＮコースよりスタートいたしました。また当日はお天気にも恵まれて、大山丹沢山系が目に眩しく新緑が青々と映えておりました。楽しい昼食後の午後は、新しく全面改修された東ＩＮコースを回りましたが、以前隣にあったはずの山が改修されて今はすっかり跡形も無く平になってしまっているので驚きました。その他、大きな噴水付の池もあって、池ポチャでゴルフボールを随分と投げ込んできた会員もいました。表彰式の前には、令和元年度のＫＧＣ定例総会を開催いたしました。平成30年度の事業報告ならびに令和元年度の事業計画案、平成30年度の収支決算報告ならびに令和元年度予算案は何れも満場一致で承認され、またチャリティー基金の積み立てが10万円を超えたため、神奈川県骨髄移植を考える会へ寄付する事も合わせて承認されて無事総会が終わりました。令和元年度の春季大会で優勝したのは、西ＩＮ－46・東ＩＮ－49で回った横浜中支部の小舘智治会員でした。結果は次の通りです。

優　勝　小舘　智治（横浜中）　　準優勝　久保田大晴（相　模）
第三位　新谷　久志（平　塚）　　第四位　藤原　恭一（川　崎）
第五位　鈴木　　宏（川　崎）

○令和元年度ＫＧＣ秋季大会開催報告

令和元年10月27日(日)、標記大会を大秦野カントリークラブで開催いたしました。当ゴルフ場は山岳コースのためアップダウンが大変厳しく、当日は台風被害により昇降機が使えず長いスロープを徒歩で上って移動しなければならないところもありました。年配者が多い当クラブでは、皆ヒーヒー言いながら「なんか、罰ゲームみたいだな」などと呟いてプレーをいたしました。表彰式では、前回の春季大会で報告いたしました、チャリティー基金の積立金の中から10万円を令和元年5月26日に神奈川県骨髄移植を考える会へ寄付して、村上忠雄会長より当会へ感謝状が贈られた旨を報告いたしました。令和元年度秋季大会で優勝したのは
ＯＵＴ－55・ＩＮ－51で回った小田原支部山﨑慎也会員でした。結果は以下の通りです。

優　勝　山﨑　慎也（小田原）　　準優勝　新谷　久志（平　塚）
第三位　山﨑　陽介（湘　南）　　第四位　松為　信夫（横浜中）
第五位　高橋　尚三（小田原）

令和元年度ＫＧＣ冬季大会は、令和２年３月22日（日）津久井湖ゴルフ倶楽部で令和２年度ＫＧＣ春季大会を、令和２年５月17日（日）厚木国際カントリー倶楽部で開催いたします。

支部長会活動報告

総務担当　宮　本　嘉　保

神奈川県柔道整復師会支部長会は11名の支部長で構成され、現在、矢澤正司横浜西支部長が代表を務めております。県本部と各支部との繋ぎ役として、各支部会員から寄せられた意見や要望等を取り纏めて県本部へ書面で提出したり、業務上の諸問題や支部運営に対して各支部長間で意見交換を行うために毎年3月、6月、9月、12月と年4回ほど開催いたしております。支部長会開催当日に議題が少なかった時などは、柔道整復業界が今抱えている諸々の問題などや、自分が現在開業しているところの近隣の他団体同業者の話、今は市場規模が4000億円を超えた無資格者団体の話、はたまたフランチャイズ接骨院の閉店状況などの話まで語り尽きることなく時間が過ぎてしまいます。私の周りは皆、とても頼りになる方ばかりですので、どうか会員の皆様には各支部長の方までご意見ご要望等がございましたならお気軽に申し出てくださいますようお願い申し上げます。県の会員名簿は、平成27年度以降発行いたしておりませんので今期の各支部長は以下の通りとなっております。

川崎支部	八廣　学	横浜北支部	二宮嘉信	横浜西支部	矢澤正司
横浜中支部	田澤俊二	横浜南支部	小林哲也	湘南支部	丸山孝明
横須賀支部	増川俊太郎	平塚支部	宮本嘉保	相模支部	八木雅之
大和支部	小林桂樹	小田原支部	熊澤康史		

斎藤峰暁先生を偲んで

川崎支部　山　岸　耕　二

令和元年８月３日、斎藤峰暁先生（３８歳）がご逝去されました。６月３０日の県の柔道整復師柔道大会支部対抗団体戦で優勝し川崎として６連覇を達成した僅か１ヶ月後のことでした。突然の訃報に誰一人として信じることができませんでした。あんなに柔道大会で元気に大活躍をしていたのになぜという思いでした。

私が峰さんに初めて出会ったのは平成２６年の初めころだったと思います。川崎支部の柔道部の練習会で初めて顔を合わせ、温厚な人柄で同じ柔専の出身ということですぐに仲良くなりよく練習するようになりました。

峰さんはずんぐり体系で重心が低く、私の最も苦手なタイプの柔道スタイルであったため、峰さんをきれいに投げることは出来ないだろうな、もし無理に低い背負い投げに入ろうものなら潰されてケガをしそうだな、といつもそういうイメージを持っていました。また寝技もめっぽう強く、峰さんがカメになるとびくとも動かず、下手に脇の下に手を入れるとすぐに身体を使って巻き込まれて抑え込まれてしまいます。また上から攻められるとやはり身体をうまく使い密着して押しつぶされ、苦しくなって抑え込まれた方が楽な状況に追いやられるというのがいつも私の負けるパターンでした。そんな柔道の強い峰さんでしたが練習中もそうでない時もいつでも優しい穏やかな表情をしていたのが印象的でした。

平成２６年から令和元年までの川崎の柔道大会６連覇の中心メンバーであった峰さんの戦績をみてみると、１０勝１敗４引き分けでした。改めて見てみると本当に素晴らしい成績を残していました。峰さんここぞというときによく使っていた肩車は初見ではなかなか防げない必殺技で、重要な場面でも決めていたのを思い出します。そして私が一番感謝しているのは試合ではいつも大将の私の出番に関係なく中堅の峰さんで試合を決めてくれていたことです。柔道大会でまだ一度も勝利したことのない私ですが、峰さんのおかげで、県団体戦の優勝メンバーですと言わせてもらっています。本当に感謝です。

そんな峰さんを支えていたのが奥様で、柔道大会には必ずいらっしゃりビデオを撮って応援をされていました。そして大会後の懇親会にはいつも揃って出席されて、非常に仲睦まじいご夫婦でした。柔道が強く、仕事も接骨院とデイサービスをこなし、夫婦仲良く、本当に非の打ち所がない良い男でした。峰さんのお葬式の最後に奥様が言った言葉がずっと残っています。「どうか皆さん峰暁のこと忘れないでください」。こんな良い男のことみんな忘れません。峰さんありがとうね。ゆっくりしてください。

故石井重一先生を偲んで

平塚支部長　宮　本　嘉　保

令和２年２月１２日、私が敬愛する石井重一先生が亡くなわれてしまった。その日の朝、受話器の向こう側から聞こえてくる奥様の言葉に愕然として体が固まり茫然自失となってしまった。石井先生は私が本会に入会した平成２年より、平塚支部で公私共に大変お世話になって面倒を見てもらった恩人であった。その石井先生が７１歳の若さで旅立って逝ってしまわれた最初の原因となった日に私は居た。平成２７年１２月３１日、静岡の函南ゴルフ場で石井先生ご夫妻と忘年ゴルフをした翌日の平成２８年１月１日、小田原ゴルフ場で先生、奥様、先生のご長男の敦さんと新年打ち初めゴルフをした時であった。１番ホールの一打目を先生と私はＯＢとなってしまったために、お互いに前進して打ち直しをした後に事故が起きてしまった。私の後を歩いてきた先生が電動カートに追突されて動くことも出来なくなってしまわれた。元旦だからということで救急車を呼ばずに私の接骨院まで車で運んで、主訴の第５腰椎周辺の痛みに対して施術しコルセット固定をして自宅へと戻られた。その後、先生の自宅から近い病院で検査入院をされて退院なさってから急に容体が変わり、秦野日赤病院から東海大学病院へ意識不明で搬送され、しばらくＥＩＣＵに入って治療を受けられた。意識が戻られて安定してからは鶴巻温泉病院へ転院して、毎日リハビリに専念されておられた。私はあの日から、「あの時、電動カートのリモコンを自分が持っていれば事故は絶対起こらなかった。」と、来る日も来る日も後悔して自責の念に駆られた。その年の暮れの１２月２３日、先生の自宅から近いイタリアンレストランに仲間が集まって忘年会をした時には車椅子から立ち上がって杖で歩行されるくらいに回復されたので一縷の望みを持った。その後、先生は入退院を繰り返されて頑張ってこられたのだが、ご家族の懸命なる介護も虚しくとうとう４年と４３日の闘病生活に終止符を打たれてしまわれた。石井先生は平塚江南高校、明治大学、大東柔専を卒業されてから地元秦野市の前島整骨院（故・前島繁伸先生）で研修された後、昭和４９年２月に奥様とご結婚され同年７月にご開業された。奥様との間にはご子息が２人、長男の敦さんは大手飲料水メーカーにご勤務され、次男の諭さんが石井先生が闘病生活に入ってから、それまで勤めていた整形外科を退職されて先生の跡を継いだ。石井先生は、県の方では総務部員、総務部長、副会長を歴任され、社団の留守居役の城代家老のような立場で卓越した能力を発揮なされた。しかし、いい加減でゆるい私とは違って真面目過ぎて無器用な面があるからか、周りの人から何故か理解が得られずに誤解されるところがあった。実際の石井先生は、思い遣りがあって大変優しく、人を楽しませることが大好きであり上手であった。以前はよくウィスキーの水割りを飲みがらメンソールの細長いお洒落なタバコを吸って、目じりにしわを寄せながら人の話を楽しく聞いておられたのだが、晩年は麦焼酎とワインを良く好んでおられた。いつもお洒落

で、食事の時のお口も綺麗で紳士であった。もう、あの石井先生に会う事が出来なくなってしまってとても寂しい。石井先生と私は同じねずみ年生まれで年が一回り上である。私は今年還暦を迎えるが、平塚支部に入ってから二度、石井先生が泣いたところを見た。一度目は平塚支部の新谷久志先生の結婚式で、その祝辞の途中に「新谷、本当に良かったな・・・」と言って泣かれたので、大変驚いてしまった。石井先生の心のこもったその言葉に胸が熱くなり周りは優しさに包まれていった。「こんな人を初めて見た。この人についてゆこう。」そう思った。二度目は平塚で開業されていた故・三橋保城先生の葬儀の時であった。先生は皆から離れた部屋の隅っこで背を向けて、天井を向いたままハンカチで目頭を押さえながら肩を震わせ号泣しておられた。「なんて子供のようなまっ白な人だろう。」一度目と言い、二度目と言い、「やはり石井先生は素晴らしい。」そう思った。戦国武将の武田信玄公が「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」と言い、安政４年から昭和４年まで生きた岩手県出身の医師で明治政府の官僚となったのち、政治家となった後藤新平は脳溢血で臨終の間際に「財を遺すは下、事業を遺すは中、人を遺すは上なり。」と言い遺した。如何に人を育ててゆくかが難しく困難ではあるが、石井先生からご指導頂いたご恩は後輩たちへ間違いなく引き継がれるように全力で頑張って行きます。そして次に先生にお遭いするときはゴルフの続きをしたいと願っております。清覚重徳居士　なんて先生らしい戒名か。

合掌

アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島におけるYAWARAポール歩行Workshop報告

湘南支部　渡辺英一・池田　滋・高橋廣成

ｷｰﾜｰﾄﾞ：YAWARAポール歩行・セミナー＆Workshop・アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島　中高齢者身体機能指導・柔道整復師

［はじめに］

著者らは、柔道の技法を取り入れたポールの握り方や手首・腕・肩・肩甲骨等の動きを効率良くコントロールする方法で、YAWARAポール歩行を機能訓練および運動の目的で指導した。身体機能が低下した中高齢者や未病者を対象に行い健康の維持・増進に効果を挙げている。

今回、YAWARAポール歩行Workshopをアメリカ合衆国ハワイ州オアフ島で開催した。

このオアフ島におけるYAWARAポール歩行のWorkshop開催は、近年世界各国で高齢化が進み、特にハワイ州の日系人における問題が生じている報告（参考1）を知った事がきっかけであった。

Workshop開催にあたり、一年間の計画準備期間を費やし、2019年11月13日～20日の8日間実施した。この活動協力団体である現地主催者は、NPO法人WOMEN SUPPORT CENTER OF HAWAIIであり、団体の設立は2017年であるが現地在住20年以上の日系人を中心とした精鋭組織である。

本活動目的は、オアフ島在住の日系人高齢者・未病者の身体機能低下者に対して日常生活体力の維持・増進を柔道整復師の立場から、「自分で出来る健康法および身体機能改善運動」としてYAWARAポール歩行を指導し、健康で生涯自立した余生を過ごせる体を保持させる健康教室である。今回1st Workshopを終了し、その結果と海外における開催課題について報告する。

［Workshopの日程および内容］

○出発は11月13日午後7時40分成田からUN航空902に乗り、目的地であるハワイ州オアフ島ホノルル空港へ6時間30分かけ到着した。ハワイ州と日本は、基本的に時差が17時間で到着が13日水曜日の午前8時40分で、二度目の同時間を体験した。現地は一年中、夏の気候で到着時は32度であり、真夏の暑さであった。宿泊は、ワイキキの中心部に位置するシェラトンプリンセスカイウラニホテルである。

●第一日目
13 日（水曜日）
1）現地時間到着：11 月 13 日（水曜日）午前 8 時 20 分（飛行時間 6 時間 20 分）到着する。
2）午前 8 時 50 分:宿泊先ホテルチェックイン（シェラトンプリンセスカイウラニ）
3）午前 9 時～午前 10 時：14 日座学および 15 日 Workshop 開催場所視察
4）午前 10 時 30 分～ 11 時 45 分：アウトリガーにおいて現地スタッフと Workshop 開催について打ち合わせ
5）午後は、フリータイム
●第二日目
14 日（木曜日）：午後 12:30 ～午後 1:30
場所：マキキ日本人教会
日系人木曜午餐会において健康セミナー
1）座学・健康セミナー（参加者：54 名）
①　セミナー内容：自分で出来る健康法？
②　実技：整体法
2）健康相談 (4 名)
○膝関節痛で歩行困難（黒川）
○不安定歩行（鈴木）
○ランニングで足が痛くなる（三木）
○腰痛（中村）

●第三日目
15 日（金曜日）：午後 2:00 ～午後 4:00
場所：ホノルル妙法寺
1）座学・健康セミナー（参加者：32 名）
①　セミナー内容：自分で出来る健康法
②　実技、整体法
③　YAWARA ポールウォーキングとは？
④　実技、YAWARA ポールウォーキング
2）健康相談 (3 名)
○靴相談（鈴木）
○左膝関節痛（柳屋）
○靴相談（デシルバ）
●第四日目
16 日（土曜日）：午前 9:00 ～午前 10:00
場所：カピオラニパーク（ビーチに隣接）
1）　Workshop・YAWARA ポール歩行：参加者：9 名
午前 10:00 ～午前 11:00
○雨の為中止（翌日へ変更）
2）健康相談 (4 名)

○靴相談（三木）
○靴相談（柳屋）
○肩凝り（柳屋夫人）
○姿勢（不明）
午後 2:00 ～午後 5:30
3）健康相談 (6 名)
○股関節手術後の相談（白石）
○膝痛相談（ミキ）
○足部痛相談（友子）
○不安定歩行相談（中村）
○靴相談（三蓼）
○靴相談（山村）
●第五日目
17 日（日曜日）：午前 9:00 ～午前 10:00
場所：妙法寺
1）Workshop・YAWARA ポール歩行：参加者 10 名
午前 11:00 ～午前 12:00
2）健康相談 (4 名)
○歩行相談（中村）
○肩凝り（山村）
○靴相談（三蓼）
○膝痛相談（白石）

●第六日目
18 日（月曜日）：午前 10 時～午前 12 時
1）　反省会
午後 12 時～午後 3 時
2）宿泊施設探し
19 日（火曜日）帰国
○ハワイホノルル午前 10 時 55 分発 UN903：搭乗時間・8 時間 5 分
○ 20 日（水）羽田空港到着午後 2 時 07 分到着

以上、ハワイ州オアフ島 Workshop は、各日程を計画通り無事に終了した。これは、現地スタッフの方の詳細な計画と行動力であり、それは会場探し・参加者募集・英語資料作成・当日の受付・セミナーおよび Workshop の進行など、全て手掛けて下りご協力を頂いた現地スタッフの方に、改めて感謝を申し上げる。

「海外活動における課題・問題点の検討」
1. 現地主催者：現地における教室運営主催者（責任者・スタッフ）
○ WOMEN SUPPORT CENTER OF HAWAII が今後も協力を約束して下さった。
2. 教室開催場所の確保：ポールウォーキングおよび座学の場所
○現地主催者に委託

3. 参加者の確保：募集・広報活動
○現地主催者に委託
4. 言葉の問題：通訳
○専門科通訳を雇う
5. 経費の確保：現地運営・施設費
○ドネーション（参加者からの寄付）で賄う
6. 傷害保険の加入：転倒事故等に対する補償保険
○ボランティア活動のため自己責任で対応する誓約書を取る。
7. 緊急体制：医療機関との連携
○救急車の対応をする
8. 英語版資料作成：参加者に対する受講資料
○英訳家により、監修・制作完了
9. 派遣する会員ボランティア：希望者を募る
○渡航経費は、自己負担
10. 渡航期間：① 5 泊 7 日　② 3 泊 5 日
○参加会員の希望で選択する

以上、各項目について課題を検討した。今回のセミナー・Workshop を終了して、渡米前の中高齢者に対する情報はある程度把握していたが、日本同様身体機能に問題を抱えている方が多くおられ、健康に対する関心を持ちその情報を必要としていた。また、想像以上にハワイ州日系人の方の高齢化が進み慢性的な痛みや傷害および日常生活活動に問題を抱えている現状を知り、長期にわたる継続した計画を行う事が必要である。その為には、課題である各項目を解決し、整え次回に臨むことが必要である。今回の経験から項目ごとに解決案を列記したが関係各位のご意見を頂き、継続した活動にしたい。

「まとめ」

柔道整復師の海外におけるボランティア活動の報告は少ない。今回のハワイ州オアフ島在住日系人中高齢者に対する YAWARA ポール歩行活動は、多くの方（4 日間・参加者：136 名）に支持され行われた。

海外活動は、協力者である現地スタッフが必要で、開催までの準備を行って頂く必要がある。それは、セミナーや Workshop 開催にあたり、会場探しや参加者確保（広報活動）等の準備を行うことである。今回の活動は、アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島 NPO 法人 WOMEN SUPPORT CENTER OF HAWAII が現地主催者となり、現地の全ての準備を行って頂き、計画が滞りなく終了した。これは、同組織所属の現地スタッフの働きである。

ハワイ日系人および在住者の中高齢者の身体機能の現状は、日常活動手段が車両である為、歩行運動が少なく、運動不足で肥満状態であり、健康に対して不安を感じている。

また、日常的にサンダル、ゴム草履を履く生活は足部の変動・変位が生じ不安定で体にストレスが加わり、足部、膝関節、腰部に痛みや違和感の原因となっていると示

唆される。これらの状況から、参加者の多くは足部、膝、腰に何らかの痛みや違和感を抱えていた。

この様な現状から、身体機能や運動の効果について健康講座を行い、日常的な運動の必要性を再認識させる事が出来た。その運動が柔道の技法を取り入れたYAWARAポール歩行を体験し、多くの方が興味を示した事から、継続した活動を検討する必要がある。この様に、柔道の技法を取り入れたポール歩行を海外の人たちに伝える事が、柔道整復師の公益的なグローバル活動となり、WHOが定める国際連合における世界の健康に寄与する事で我々の立場を世界に示し貢献できると示唆される。

今回のYAWARAポール歩行活動が多くの方に支持された事は、機能訓練が独自の方法と日本古来の柔道の技法を取り入れたポールコントロールによって、中高齢者の方にも容易に出来る運動であった。この事が理解される大きな要素であった。

今回、ご支援ご協力を頂いたアメリカ合衆国ハワイ州オアフ島NPO法人WOMEN SUPPORT CENTER OF HAWAII現地スタッフの皆様、黒川洋子氏、裕子DEWITZ氏に感謝申し上げます。

また、日本での後方支援を頂いた池田滋、高橋廣成、両先生並びに神奈川県柔道整復師会公益推進委員会の各先生方また、東京メディカル・メディア・ネットワーク坪井直明氏にポールを提供して頂き、今回の活動が滞りなく行われました事をご報告いたします。

「補足」

次回第二回ハワイ州オアフ島におけるYAWARAポール歩行教室は、2020年5月20日から26日まで開催が決定いたしました。

「参考資料」

石川久展（関西学院大学人間福祉学部）

ハワイ州オアフ島における日系中高齢者の長期ケアに対する意識の実態：人間福祉研究第8巻第1号 2015.12

アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島　現地スタッフからの感謝文

○この感想文は、ハワイ州ホノルルに在住の黒川洋子氏が、YAWARA ポール歩行ワークショップおよび健康セミナー開催にあたり、現地スタッフの感想を寄せて頂いた文章であります。黒川洋子氏は本院の患者で、本活動にご理解いただき現地での諸準備を行って頂いた方であります。

この度、11 月 14 日から 17 日の 4 日間、藤沢市の用田接骨院院長、渡辺英一先生が、ボランティアでホノルルをご訪問になり、「自分で出来る健康法：YAWARA ポールウオーキングと整体」と題して講演とポール歩行のワークショップを開いてくださいました。

その時の参加者の反響が非常に大きく、喜びの声を皆様からいただきましたので、ワークショップの行われた様子のご報告とともに、是非これからもハワイでポール歩行のワークショップを続けていただきたく、筆を取らせていただきました。

足の医学については欧米で盛んな印象があり、確かにヨーロッパやオーストラリア、米国の西海岸などでは、足病学が進み、一般人も足の健康についての関心が高いと見聞きしております。しかしハワイでは、温暖な気候とポリネシア文化が底に根付いているためか、普段はサンダル履きの人が多く、食生活もあまり健康的とは言えません。そのため、足に問題を抱えている人が非常に多いのが現状です。渡辺先生も、ホノルルに到着されたその日から、歩き方がおかしな人があまりにも多いのに驚いておられました。

そのような現状にも関わらず、ハワイでは、足腰の痛みや歩き辛さを、体全体のアラインメントや靴の状態を見て総合的に判断してくれるような専門家がおりませんので、結局、痛みを薬でコントロールするようになるケースがほとんどです。理学療法も、多くの場合主治医からの紹介がないと受けられませんので、主治医が必要ないと判断すれば治癒への道が絶たれてしまいます。

しかしこの度、渡辺先生がセミナーの中で、靴の選び方、簡単に出来て効果的な整体のエクササイズ、そして YAWARA ポールを使ったバランス良い歩行を教えてくださいましたお陰で、痛みが楽になった人や、歩くことに関心ができて、先生がお帰りになってからも歩行を続けて「楽になった」とおっしゃる方も多数出てきております。膝のテーピングの仕方を習った人は、すぐにその場で効果を感じたと話しておられました。ポール歩行に参加された方の中には、90 歳を超えて、「歩くのが嫌い」と盛んにおっしゃっていた女性がいらしたのですが、数日後にお会いした時に、「昨日も歩いた。よかったよ。」と明るくおっしゃっていらっしゃいました。正直、この方はワークショップに参加されること自体難しいのではないかと、私は内心思っておりましたので、とても吃驚いたしました。

講演は、11 月 14 日に「木曜午餐会」(1918 年にハワイの日本領事が発足させた勉強会)において、足と体の健康に関するお話をしていただいたのを皮切りに、翌日には日系の仏教寺院「妙法寺」さんにて、ポール歩行についてのレクチャー、週末の 2 日間には、

YAWARA ポール歩行のワークショップが 3 回行われました。イベントの現地での準備は、ハワイに住む人々の生活の向上を目的とする NPO 団体、Women Support Center of Hawaii のご協力を仰ぎました。会場にはサンダル履きで来た人や、全く足に合わない靴を履いてきた人も結構おり、まずは、靴に関する教育から、という感じでした。私自身、今回のセミナーで初めて靴選びのポイントを学ばせていただきました。

講演と歩行ワークショップのアンケートも実施いたしましたところ、参加者のほぼ全員が、次回も参加したいと、連絡先を書いておられました。本企画を Women Support Center と共に立ち上げ、準備に関わってきた者として、参加者の健康づくりへの熱意が冷めないうちに、このセミナーが今後も定期的に開かれ、1 年後、2 年後には、きちんと歩けるようになった、という人が増えていくことを願っております。

2019 年 11 月 22 日

開業そして相模支部への入会

相模支部　大　場　憲　治

今年四月に慣れ親しんだ相模原に開業して早くも半年ほどが経ちました。開業と同時に相模支部への入会も迷うことなく決めました。

以前、研修していた時にも何度か勉強の機会があり参加していたのですが、開業に際し改めて保険講習会などに参加し理解を深め実践しようと考えました。

私は患者さんが適切に、保険診療を受けられるようにしたいという思いがありました。しっかりと請求ができるよう精度を上げる様に努め、患者様にも丁寧に説明をするよう心掛けています。

また顧問医研修会など医療現場からの視点を現役の医師から直接拝聴できる貴重な機会を設けていただき、知識も増え大変感謝しております。

まだまだ私の整骨院は始まったばかりで、試行錯誤の毎日です。これから地元に根付き、そこに住む方々のニーズに合わせた治療を提供し、患者様と信頼関係を築き笑顔のある元気な整骨院にするために日々努力してまいります。

相模支部には経験豊富な先生方が多くいらっしゃるので、これからもご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いします。

川崎市中原区防災訓練と台風災害

川崎支部　小　野　勝　也

私たち川崎支部では定期的に行われる川崎市主催の防災訓練、川崎市各区主催で行われる防災訓練に会員が手分けして参加しております。今回は2019年7月28日に川崎市立井田小学校で行われた中原区防災訓練についてご報告します。

当日は朝方まで降り続いた雨のせいでグラウンドがぬかるみ足場が悪い状態でした。先ずは担当の区役所の職員の方々と共に砂を撒いて地べたを慣らすところから始まりました。この時点で空は快晴となり真夏の日差しの中でひと汗をかいて普段の自分の運動不足を改めて後悔しました。

訓練開始時間の9時になると来賓の方や多くの地域住民の方々も集まり開会宣言を合図に各ブースで展示、実演が開始されました。

川崎支部では他の訓練で好評をいただいていた「避難所におけるエコノミークラス症候群の予防」について講演、実技を行いました。

私達ブースは川崎市歯科医師会と同一のテントで、それぞれ交互に15分2回実演することになりました。先陣を切ったのは我々でこの日の為に過去の先輩方の動画を何度も見返してきてパネルを用意しミーティングを重ねて準備してきました。

講義は「エコノミークラス症候群とは」から始まり「リスクファクター」「予防方法」についてパネルを用いて説明させていただきました。参加された方々も熱心に耳を傾けて頂きました。

講演も終わり次は実技です。2名の会員で1人が実演1人が説明する形で椅子に座ったままで体操を行い時折「硬―い」「伸びない」などの声も聞こえましたが時折笑いも交えた楽しいものとなりました。あっという間に15分経過し終了。最初は緊張しましたが2回目には慣れリラックスした中で実演をすることが出来ました。

この後に中原区の防災訓練を皮切りに各区の防災訓練に参加する予定でした。しかし台風19号の川崎市内における災害では市区の防災担当の職員も復興に専念するために防災訓練は中止となりました。

皆様も報道で武蔵小杉の水害を見た方も多いと思います。台風による被害は会員に

も及び浸水して長期にわたり休業せざるを得ない状態になった会員もいます。
防災訓練に参加しながらも今までは災害を「どこか遠くのこと」のように思っていましたが復旧の手伝いをさせていただいて身近な現実となりました。普段は1人で頑張っている会員が多く他の会員との交流も少ないと思います。私の行った現場では多くの会員が集まり1人の為に力を合わせていました。それを見て私は改めて仲間の大切さ・有難さを感じました。
　皆様にも今一度身の回りの防災についてお考えいただければと思います。

横浜北支部意見交換会

横浜北支部　隆　　淳　一

令和元年１１月２０日（水）午後８時より新横浜グレイスホテル５階に於いて、横浜北支部顧問医　あしほ総合クリニック院長　田中正顕先生にもご多忙の中お越しいただき、平日開催ながら皆さん仕事の都合をつけ２５名の先生方が出席し込宮徳久副支部長司会にて二宮嘉信支部長の御挨拶により横浜北支部意見情報交換会が行われました。

冒頭　田中正顕先生より、ご挨拶を兼ね昨今の柔道整復師と整形外科医との医接連携の現状や、またとても勉強になるお話をして戴き改めて田中先生は私達柔道整復師の事を理解して頂き協力して下さる先生だと改めて感じる事ができました。

そして自己紹介を兼ね全支部会員が自身の近況報告や情報交換行い本年もとても有意義な会を行う事ができました。

最後にこの場をお借りしまして当日急遽欠席となってしまった新入会員の三川英之先生よりコメントを頂戴してますのでご紹介します。

初めまして。三川英之と申します。中学高校と硬式テニスをして怪我の治療をきっかけに柔道整復師の道を志し、地域の整骨院を経て三ツ沢地区に２０１９年１１月に整骨院を開設する事になりました。先輩方や患者様から学びを頂き感謝致します。改めてお礼申し上げます。これからも日々成長し続けます。どうぞ宜しくお願い致します。

三川英之

横浜中支部忘年会

横浜中支部　石　井　健　之

令和元年 11 月 30 日　ホテルキャメロットジャパンにて横浜中支部忘年会が行われました。
支部顧問医である浜田戸部整形外科院長　浜田洋志先生、横浜鶴ヶ峰病院整形外科武藤治先生を来賓にお迎えし、ご指導を賜りました。限られた時間ではありましたが、大変貴重な時間となりました。また、会員同士が親睦を深める機会となり、有意義な時間でもありました。

昨今、納涼会や忘年会などのイベントの参加人数が減少しており、少々寂しい会となっております。一人でも多くの参加者にご出席していただけるよう、引き続き横浜中支部一丸となり努めてまいりたいと思っております。

災害訓練で感じたこと

横須賀支部　増　川　俊太郎

2019年11月9日　横須賀市災害救護訓練に参加してきました。

以前、この訓練にも柔道整復師が参加させていただいてみたいでしたが、今回は約10年ぶりの参加ということでした。

訓練の内容は、震度6以上の災害が起こったと仮定して救護所を立ち上げ、医師、看護師、歯科医師がチームを組みトリアージし、各ブースに搬送していくという内容が前半で、後半は消防局による、搬送技術習得訓練でした。

前半のトリアージ訓練では、被災者の役割を看護学生や一般の方が約50人ほどボランティアで集まっていただき、訓練が始まると迫真の演技で臨場感を出してくださっていました。

今回私は柔道整復師の役割はないため、全体の流れを見学し、自分たちが協力できるであろう軽傷病者にブースで、柔道整復師に出来ることは何かを考えていました。

私たちに出来ることは、骨折、脱臼、捻挫、打撲などの応急処置。これは当然のことです。

しかし、現場は騒然とし、緊迫した雰囲気。環境も整っていない中症状を把握し、適切な処置を施していくには相当の訓練が必要だと感じました。

私は現在横須賀市の接骨院の代表として、災害対策検討会に出席させていただいています。

実際に災害が起こった時に、どのように救護所を立ち上げ、迅速に対応していくのか。そして、その中で柔道整復師には何が出来るのか。

いつか来るであろう災害を想定し、我々柔道整復師が今から協力し、訓練をしていかなければいけないと危機感を感じた訓練になりました。

横須賀支部でも今回の訓練を活かし、一人一人が自覚をもって行動していけるよう議論していきます。

平塚支部活動報告

平塚支部長　宮　本　嘉　保

平塚支部は平塚市・秦野市・厚木市・伊勢原市・二宮町・大磯町・愛川町・清川村の４市３町１村で構成され、現在、正会員が５３名、準会員が７名在籍しております。以前、国保審査会が各支部ごとにあった時には毎月支部会（支部連絡会）を開催いたしておりましたが、現在、県内国保関係の書類は各市町村窓口や直接、神奈川県国民健康保険団体連合会の方へ提出する事になっておりますので、支部会（支部連絡会）も１月（支部新年会兼）・４月（支部報告会兼）・７月・１０月の年４回の開催となっております。県より毎月送られてくる会報をよく読めば、何も夜遅くにわざわざ足を運んでまで支部会に顔を出す必要もないと思う会員が多くなってきたからか、近年の支部会の参加者は在籍会員の半分以下の大変厳しい状況です。また昔の支部には、会員家族を交えたファミリーデーや旅行会、ボーリング大会、納涼会などの交流会があって会員相互の親睦を深めておりましたが、現在はそういう行事も無くなってしまいましたので、新入会員の顔も思い浮かぶことなく、だんだんと人間関係が希薄になってしまっている寂しさがあります。令和元年における支部活動の一部をご報告いたします。

第３７回東名会　令和元年６月１８日（火）

社会医療法人三思会　東名厚木病院は１９８１年に厚木市船子に開設され、現在は３０科を要する県央地区の中核病院でありますが、開設当時より厚木市周辺で開業されている柔道整復師のためにと、故・村井利美先生が会長となられて東名会を立ち上げて医師と柔道整復師との医接連携を行って参りました。今期の平塚支部の顧問医も

東名厚木病院整形外科長（整形外科最高責任者）の成尾宗浩先生にお願いいたしましてご指導ご鞭撻を頂いているところでございます。

令和元年度の第３７回東名会を６月１８日㈫厚木市・千の庭で、東名厚木病院より日野浩司副院長、成尾宗浩整形外科長、他整形外科医師５名、地域連携室３名、看護師１名・平塚支部の東名会所属柔道整復師１５名が参加して開催いたしました。開催にあたり東名会の二代目会長であります石川照夫会員より、長年にわたり東名会がこうして継続してこられたことに感謝と御礼のご挨拶がありました。当日は珍しい症例についての対処方法や疑問に思ったことについて懇切丁寧にご指導を頂きました。年１回の開催となっておりますが、第３８回東名会を楽しみにいたしております。

ビックレスキューかながわ

平成３１年度（令和元年度）　神奈川県・伊勢原市合同総合防災訓練

今年度は伊勢原市が担当となって県と合同で開催することになりました。

第１回全体会議　平成３１年４月１８日（火）　伊勢原総合運動公園体育館
第１回作業部会　平成３１年４月２３日（火）　伊勢原市役所会議室
第２回作業部会　令和　元年５月３１日（金）　伊勢原市こども科学館会議室
第３回作業部会　令和　元年６月２１日（月）　伊勢原総合運動公園体育館会議室
第２回全体会議　令和　元年８月　６日（火）　伊勢原総合運動公園体育館会議室

を終えて、令和元年８月３１日㈯　標記防災訓練が伊勢原市総合運動公園で開催されました。１０年位前にも伊勢原市が担当して総合防災訓練を行いましたが、その時との相違点を挙げてみます。この度の防災訓練は、神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課の吉田和浩副課長、神奈川県くらし安全局防災部災害対策課訓練指導グループの大平啓太主任主事の主導のもとに行われましたが、

・開催日が日曜日ではなく土曜日開催であった。
・医師会から３名、柔道整復師会から３名参加してくださいと説明があった。
・訓練場所はグランドではなく、体育館内に設置した救護所で行う事になった。
・本会に、救護所に必要な簡易ベット３台を用意してほしいと依頼を受けた。
・救護対象者に日本語が話せない外国人を参加させることになった。

などです。開催日が土曜日ということで、私と内弟子の福岡達弥準会員と２名は参加できるのですが、県より依頼の３名には１名不足してしまいますので、

（平塚支部は一人親方で頑張っておられる会員が殆どで参加協力をお願いできない状況です。）　本会の曽我昌企総務統括部長に相談いたしましたところ、一つ返事で快諾されて参加いただく事になりましたので本当に助かりました。また、曽我先生には当日、本会から借用の救護バック２個と簡易ベット３台の搬入から返却までして頂きましたこと、この紙面をお借りして改めまして感謝と御礼を申し上げる次第でございます。救護所では、神奈川県医師会理事で平塚市の内科久保田医院長の久保田　毅先生を中心として活動を行いました。医師会からの３名の先生は何れも内科の先生でありましたので、トリアージされた黄色と緑タグを付けた外傷の負傷者の手当てにつきましては全て柔道整復師に任されました。（大腿骨骨幹部骨折・下腿部打撲・大腿部打撲・足関節捻挫など）救護所を訪れた外国人は２名で、一人は工場内で機材の落下により

右前腕の出血を伴った打撲傷のベトナム人方で、これは言葉が通じなくても患部の状態を見れば処置が出来ましたが、外傷ではなく体の不調を訴えてきたタイ人の方には内科の先生は大変苦労をなさっておられました。

令和元年度秦野市総合防災訓練　令和元年９月１日（日）

秦野市で開業されている本会の柔道整復師（秦野支部）は秦野市との間で平成２２年４月に災害協定を締結いたしておりますが、今年度の標記防災訓練を秦野市立南中学校にて石毛文治、山本緑朗、星野敬吉、大久保吉純、飯塚仁、山本長男の６名の会員が参加して行われました。災害で負傷された方に特別な固定材料がなくても、身近なものを利用して患部に簡易固定を行う応急手当の仕方などを実演指導いたしました。当日、参加頂いた秦野市民と秦野市防災対策課の行政側には柔道整復師の存在感を示す機会となりました。

令和２年平塚支部新年会　令和２年１月１８日（土）

標記支部新年会を１月支部連絡会と共に平塚東海菜館で開催いたしました。

１月支部連絡会では、各部会報告と３月より国保関係の書類は全て県事務所の方へ提出する事に変更となる旨を昨年の１０月支部連絡会の時にも説明いたしましたが、再度説明をしてくれぐれも間違いが無いように出席会員に周知いたしました。支部連絡会の後は今年度の新年会を行いました。参加者は今年も大変厳しく丁度２０名でしたがね和気藹々と楽しい時間を過ごしました。

秦野市総合防災訓練

平塚支部　大久保　吉　純

令和元年９月１日、秦野市南中学校にて総合防災訓練が行われ、今年も災害時の応急処置の指導として患部固定の実演の為に神奈川県柔道整復師会平塚支部から６名が参加いたしました。

今回も例年通り参加者の皆様方に患者役をお願いしました。去年まではクラメール副子やアルフェンスによる固定といった、私達柔道整復師の技術の実演もしていたのですが、今年はより親しみやすく、そして参加者の求める情報の提供を重視して、災害時に使える簡易固定の実演および指導に専念いたしました。

包帯の代わりにタオルやバンダナ、副子代わりに雑誌やティッシュペーパーの空き箱を用いて、三角巾代わりにスーパーの袋を用いての前腕簡易固定の実演を行いました。

また、参加者自身にも固定を行っていただきました。

今回は足関節の固定実演も行いまして、災害時に実用性ある方法として、ネクタイなどの身の回りの紐状のものを用いて、靴の上からでもできる固定方を紹介いたしま

した。こちらも参加者自身にも固定を行っていただきました。

限られた時間での指導でしたが、充実した指導ができたかと思われます。市民と行政に柔道整復師の存在感をアピールできるいい機会ですから今後も継続して参加していくべきでしょう。

毎年多くの災害がもたらされる日本列島、今年もこの防災訓練が行われた後、台風による被害が多発いたしました。日本は災害からの復旧が早いと言われていましたが、今年の台風ではインフラの復旧にかなり時間がかかっておりました。温暖化により大型化した台風は今後も毎年続くかもという話も耳にします。今までは平気だったから次もどうにかなるだろうという考えは通用しなくなっていくでしょう。ライフラインや交通網が麻痺したとき、万全の状態でないと治療できないというわけには行きません。安全な地区まで移動できるようにする、それが無理でも救助が来るまで耐えられるように手助けをする。そういった役目を求められたときに対応できるよう、私達柔整師は知識と技術を身に着けていかなければなりません。

相模支部賀詞交歓会

相模支部　森　　務

令和２年１月１８日（土）、朝から雪の降る生憎な天気でしたが相模原市にあるホテルラポール千寿閣にて相模支部の賀詞交歓会が開催されました。

来賓に国会議員、県議会議員、市議会議員、本村相模原市長をはじめ相模原市の行政機関の関係者、相模原市医師会の関係者、相模原市病院協会の関係者、顧問医である黒河内先生、神奈川県柔道整復師会より副会長、理事、監事、相模支部の会員の総勢６０名の盛大な会になりました。

昨年、テレビなどで連日報道されたましたが、台風１９号による相模原市内の被害総額が約１０４億８９００万円程になると言われています。また、自然災害では過去最大で土砂崩れや浸水で家屋１６３棟が被災し、建物被害は約２０億９２００万円に上がったそうです。

そこで相模支部としては、相模原市に少しでも力になれる様に会員より集めた支援金１０万円を本村市長に直接お渡ししました。

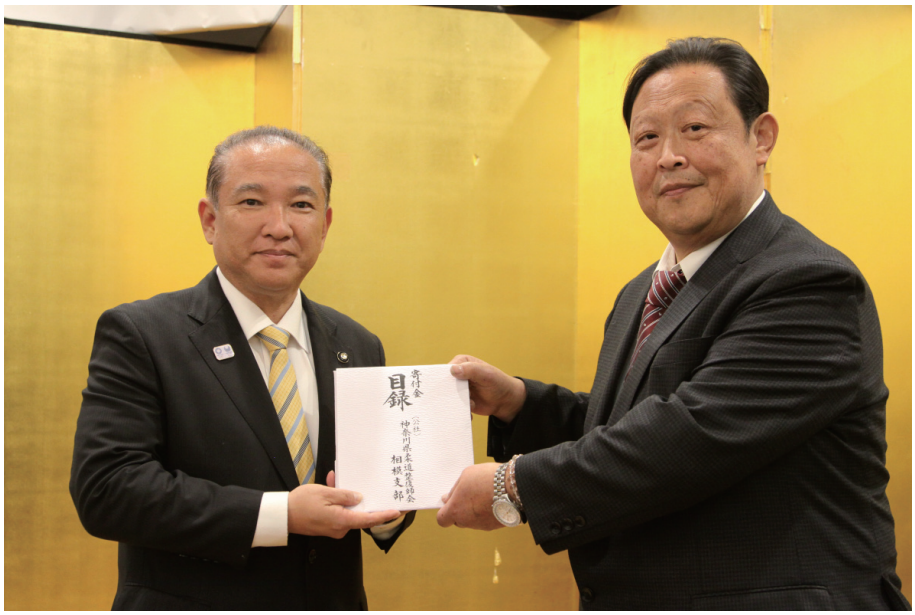

小田原支部活動報告

小田原支部　山　本　裕　太

令和元年度の活動として、小田原支部顧問医の医療法人小林病院理事長　小林　泉先生をお迎えして「小林　泉先生を囲む会」を開催しました。
「肺炎」について講義をしていただき、流行しているインフルエンザや腸の環境が免疫に関係していることについてなど、大変勉強となり、有意義な時間を過ごさせていただきました。
またその中で、医接連携についてもお話がでました。
昨年ラグビー日本代表のスローガンとして有名になった「ワンチーム」出身地や文化、様々な背景を持ちつつも、その違いを乗り越え一つに結束したチームという意味と思いが込められています。
この「一体感のある組織を目指そう」という考えは、他の職種はもちろん医療業界にもあてはまるのではないでしょうか。
異なる職種のスタッフが連携、協動し、それぞれの専門スキルを発揮することで、利用者・患者さんの生活の質の維持、向上のサポートができます。
同じ目的を持つ人達が集まることにより、お互いに刺激を受け、情報の交換や共有をすることで、医接連携の一体感のある組織作りへとつながるのではないでしょうか。
普段なかなかゆっくりお話をする機会がない為、このような貴重な交流会を今後も続けていく必要があると思いました。

非常口
EXIT

第35回 関東ブロック会ゴルフ大会 前夜祭

世相川柳

平塚支部　石川照夫

ハヤブサよ　帰途で開けるな　玉手箱

二キロ先　歩ける人に　介護バス

アポ電に　何でも話す　お年寄り

ウイルスも　宴会してた　屋形船

感染者　クビになったり　村八分

花粉症　目玉取り出し　洗いたい

答辞無き　卒業生の　晴れぬ胸

買い急ぎ　メディアが煽る　空の棚

喘息と　表示しないと　殴られる

編　集　後　記

広　報　部

昨年から広報部員として携わらせて頂きました川崎支部の古屋範明と申します。広報部員となり、多くの行事に参加させて頂く事で色々な経験をさせていただき感謝申し上げます。

昨今の異常気象により、寒さや暖かさがめまぐるしく入れ替わり、体調を崩されている方も多く見うけられます。また、新型コロナウイルスの影響が出ている事も心配な毎日です。

昨年は、会員の中にも、この異常気象による台風の影響で被災された方も数多くおられました。

この場をお借りしましてお見舞い申し上げます。

また、そんな中でも多くの会員皆様の温かい支援の輪が広がり、手を差し伸べてくださる姿を部員として従事させて頂くなかで肌身に感じ、神奈川県柔道整復師会会員のマンパワーは力強く素晴らしいもので有るとつくづく感じました。

この力を 2020 年 7 月から行われる東京オリンピックで、世界に誇れる柔道整復の技術を活かし、活躍の場が広がる事を願うとともに、医療従事者の責務として、地域の支援、災害支援で頼られる業なる事が求められると感じました。

正直、私は広報の仕事に携わる前は、広報誌「和」もあまり深く読むことも無い一人でありました。裏方として、会員の方々の為に多くの先生方や事務所の職員さんの活動や努力に、申し訳無い気持ちが込み上げると同時に、今は感謝の気持ちでいっぱいです。

なので、多くの会員の方々に広報誌「和」に目を通していただき、また会の行事にもご参加頂きたいと切に願います。

なにぶん至らないところがあり、ご不便をおかけしたこともあったかと思いますが、1 年間ありがとうございました。会場でカメラを撮る立場として、皆様の邪魔にならないようサイズに気を付けるとともに、来年度の広報誌も頑張りますので楽しみにしていてください。

令和2年3月３１日

発行人　公益社団法人神奈川県柔道整復師会
会　長　齋　藤　武　久
〒222-0033　横浜市港北区新横浜3-23-11
ＴＥＬ　045-473-0735（代）
ＦＡＸ　045-474-0628（専）
http://www.sekkotu-kanagawa.com

編集人　広報部長　原　壯　嘉

印刷所　有限会社吉岡印刷
〒232-0061　横浜市南区大岡3-4-8
ＴＥＬ　045-741-3452
ＦＡＸ　045-712-6823